

# 国民健康保険税の税率などが変わります



問合せ 保険医療課 (☎ 76 - 1123)

## 【国民健康保険税率、均等割額、平等割額の改定】

生涯にわたって皆さんが安心して医療サービスを受けられるよう、国保財政の安定した運営を目指し、平成 30 年 3 月に改正した「国民健康保険税条例」に基づき、令和 2 年度国保税率等を改定します。

改正の概要は  
右記のとおり



- ・ 保険税率の上昇を抑制する等の目的で市の一般会計から財源不足額を繰入れていた「決算補填等目的の繰入金」を、段階的に削減・解消します。
- ・ 国民健康保険税の計算のうち「資産割税率」について、段階的に引き下げ、**令和 9 年度に廃止**します。
- ・ 国民健康保険税の計算のうち「所得割税率」、「被保険者均等割額」および「世帯別平等割額」について、**3 年ごとに見直し**します。

## ■各年度の税率等

		所得割税率 (%)	資産割税率 (%)	被保険者均等割額 (円)	世帯別平等割額 (円)
令和元年度	基礎課税分	4.44	16.40	23,900	23,100
	後期高齢者支援金等分	1.30	4.16	6,900	6,400
	介護納付金分	1.12	4.00	6,600	5,200
令和 2 年度	基礎課税分	4.66	14.35	24,100	22,500
	後期高齢者支援金等分	1.45	3.64	7,300	6,500
	介護納付金分	1.25	3.50	7,100	5,300

## 【賦課限度額の改定】

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額が変わりました。

		令和元年度	令和 2 年度
賦課 限度額	基礎課税分	61 万円	<b>63 万円</b>
	後期高齢者支援金等分	19 万円	19 万円 (変更なし)
	介護納付金分	16 万円	<b>17 万円</b>

## 【軽減基準額の改定】

世帯主 (世帯主が国保加入者でない場合も含む) およびその世帯の国保加入者の総所得金額等 (※) の合計が次の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

(※) …前年の総所得金額等 (65 歳以上の公的年金所得は 15 万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額) - 基礎控除 33 万円

		令和元年度	令和 2 年度
軽減 基準額	7 割軽減	33 万円以下	33 万円以下 (変更なし)
	5 割軽減	33 万円 + 28 万円 × 加入者と 特定同一世帯所属者の数	33 万円 + <b>28.5 万円</b> × 加入者と 特定同一世帯所属者の数
	2 割軽減	33 万円 + 51 万円 × 加入者と 特定同一世帯所属者の数	33 万円 + <b>52 万円</b> × 加入者と 特定同一世帯所属者の数

軽減制度は、市民税課に所得申告がされていないと適用されません。

市県民税は非課税となる公的年金等 (遺族・障害年金等) のみを受給の方、収入がなく、市県民税の申告を行う予定のない方であっても、申告をお願いします。

## 納付が難しい場合はご相談ください

廃業、失業で前年と比較して著しく所得が減少された方、障がい者や寡婦世帯の方で所得が少ない方などは、減免制度を利用できる場合があります。国保税の納付が難しい場合は、お早めに保険医療課にご相談ください。



★令和 2 年度分の国民健康保険税納税通知書は、6 月中旬にお送りする予定です。

★国民健康保険税の納付は便利な口座振替で！

★社会保険等が変わったときは手続きが必要です。

市税等の納付は、スマホアプリ「PayB」でもできます！  
くわしくは裏表紙へ！